

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成29年12月4日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第9号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年10月19日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成29年10月19日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 24,576円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 60歳女性
- 3 事故の概要

平成29年9月26日午後5時頃、亀岡市篠町野条地内の大型店舗駐車場から市道篠ランプ9号線へ自動車で進入する際、歩道切下げ部の歩車道境界ブロック破損箇所で車両底部が損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 24,576円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 60歳女性
- 3 事故の概要

平成29年9月26日午後5時頃、亀岡市篠町野条地内の大型店舗駐車場から市道篠ランプ9号線へ自動車で進入する際、歩道切下げ部の歩車道境界ブロック破損箇所にて車両底部が損傷した。